
提案・意見 福祉センターについて

〇月〇日〇時頃、福祉センターに入ろうとするとロビーで大声を出している男の人がいました。

子どもを連れていたので、危険だと思い、入るのをやめました。 安心して利用できる施設であってほしいです。

回答

日ごろは福祉健康センターをご利用いただき、ありがとうございます。

当センターを利用されるにあたっては、館内で騒がないなどのルールを守っていただく必要があり、このことについては日ごろから、センターを管理する指定管理者(伊勢市社会福祉協議会)に対して、適正な管理に努めるよう指示しているところです。

当センターは様々な方が集まる場所ですので、引き続き、市民の皆様が気持ちよくご利用いただけるよう、管理を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

担当課 福祉総務課(2017年10月回答) [10/14~20]

提案•意見

中央児童センターについて

中央児童センターへ子どもと遊びに行きました。

そこで、小学生の子3、4人が遊び場内を猛スピードで走り回って遊んでいたので、安心して遊べませんでした。

小学生未満の子どもも遊具で遊んでいるので、ぶつかったら大変な事になると思います。

スタッフの方は、窓の近くに登っていた子には、慌てて注意していましたが、走り回っている子達にも「人にぶつかると危ないから」と注意してもらいたかったです。

(松阪のこどもの城のプレイランドは、"走ってはいけない"とルール化して事故のないようにしています)

回答

中央児童センターについてご意見をいただき、ありがとうございます。

中央児童センターは、市内に居住する18歳未満の児童が利用できるため、乳幼児から高校生まで同時に遊戯室で遊ぶことが可能です。遊戯室は、とび箱やマット等もあるため、走る事を禁止にはしていませんが、利用者がお互いに気持ちよく快適に利用できるよう、また、事故防止の観点からも危険な行為は注意喚起するようにいたします。

なお、中央児童センターは、指定管理施設として社会福祉法人に管理 委託しております。この旨を委託先に伝え、注意するように伝えました ので、ご理解賜りますようお願いします。

担当課

こども課(2017年10月回答) [10/14~20]

提案•意見

救急医療情報センターの番号変更について

三重県救急医療情報センターのコールセンターの電話番号が10月1日から変更になりましたが、県政だよりには掲載されていましたが、広報いせにも掲載したほうが良いと思います。県政だよりは新聞を取ってない人には届きません。最近は新聞を取ってない人が多いです。また、私がそうだったのですが、記事をよく見ないと伊勢の人は関係ないと勘違いしている人がいると思います。今までは伊勢市内の番号であったため、県内統一になった事に気が付いてないと思います。今までの番号を知っている人は多いと思いますので、是非わかりやすく広報いせに掲載をお願いします。

回答

三重県救急医療情報センターコールセンターの電話番号につきましては、毎月1日号の広報いせ「健康づくり通信」のページ内、休日・夜間応急診療所欄に掲載しており、10月1日からの変更につきましても、10月1日号に掲載をしているところです。ただ、今回ご意見をいただきましたとおり、市民の方へわかりやすくお伝えできなかったことにつきまして、反省をするとともに、今後の記事作成にあたっては、より分かりやすくお伝えできるよう心がけいたします。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

担当課 |健康課(2017年10月回答) [10/14~20]

提案•意見

|伊勢市議会の動画配信

伊勢市議会では、9月定例会より本会議及び予算・決算特別委員会の 録画映像を、インターネットでも見られるようにして頂きました。 大変嬉しく思います。

広報検討分科会の市議の皆様、事務局の皆様、ご尽力頂きありがとう ございました。

インターネットを利用した動画配信について、伊勢市の住民への周知 をお願いします。

議会だよりに掲載するのはもちろん、広報いせにも議会の動画配信が 開始されたことを、掲載して頂けるようにお願いできないでしょうか? また各支所でも、このことを掲示していただけないでしょうか? よろしくおねがいします。

回答

この度は、本会議及び予算・決算特別委員会のインターネットによる 録画中継に係る市民の皆さまへの周知の方法につきまして、御意見をい ただき、ありがとうございます。

本件につきましては、現在のところ、市議会ホームページにて御案内をさせていただくとともに、11月末に発行予定の「いせ市議会だより」において、より詳細なご案内をさせていただく予定で準備を進めているところでございます。

伊勢市議会としましては、今後もより情報発信に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、お願いいたします。

担当課

|議会事務局(2017年10月回答)[10/14~20]

提案•意見

町内会について

町費と一緒に寄付金を集めたり、御木曳や白石引きの積立を二ヶ月に 一回回収しにきます。合計で7000円です。

異常に高すぎると思います。

御木曳、白石引きには一切参加しません。積立が始まる際に御木曳、白石引きに参加しなければ積立は返金されると聞いていましたが、何年か前の御木曳で、出なかった方が返金を求めると〇〇町は拒否して返金しなかったそうです。

違法ではないでしょうか?

そして、ゴミの回収ですが、ゴミ捨て場が町の物であるのは理解しています。ですが、ゴミ捨て場に捨ててもいい人の名前の記載をするのは個人情報や防犯の面でいかがでしょうか?また、町内会を脱退した場合、ゴミの回収は個人的にボックスを用意したら回収していただけるんですか?

今まで、こんな、高額なほとんどが積立と寄付金の町費は払えないと 声を上げた人は区長含め、他の町民から袋叩きのような扱いをされ、町 から出てかれた方もいます。

本当におかしな町です。私も自ら区長に声を上げて袋叩きにあうのはいやですし、〇〇町は生まれ育った場所だから出て行きたくはありません。

市が介入して解決して頂く事はできないでしょうか?

平素は、市政の運営にご理解、ご協力をいただきまして、誠にありが とうございます。

この度は、「市民の声」をご利用いただきありがとうございます。 まず、町費関連のご質問にお答えいたします。

自治会とは、地方自治法において、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(「地縁による団体」)」と定義されております。

「地縁による団体」は、任意団体となっており、各地縁による団体において、ルール化されている案件につきまして、市がその活動に関して 権限をもっているものではございません。

ということから、今回のご質問、ご依頼をいただいた案件につきましては、申し訳ございませんが、市が介入をさせていただくことはできません。町費等及び御木曳等の積立金の返還につきましては、自治会会則等を改めてご確認されるのはいかがでしょうか。何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。

(市民交流課)

次にごみ関連のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、ごみ集積箱(ゴミ捨て場)は、各自治会で維持管理 していただいておりますので、使用者の名前を記載する等の行為につい ては、自治会の判断により行っていただいております。

ごみ回収につきましては、自治会に加入していない方も利用ルール (掃除当番等)を守れば自治会管理のごみ集積箱を利用できるように、 これまでも各自治会にお願いしておりますので、引き続きごみ回収の集 積化にご協力をお願いいたします。

ご提案いただいたごみ集積箱(ゴミ捨て場)に関するご意見につきましては、〇〇町自治会長様にお伝えさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(清掃課)

担当課 市民交流課·清掃課(2017年10月回答) [10/14~20]

提案•意見

温水プールについて

以前テレビで ゴミ焼却場の熱を利用して温水プールを作り 市か県 が管理して収入を確保するという事を聞いて見て とても関心を持ちました。

今、プールといえば鈴鹿や長島まで若い子達は出て行っています。伊勢に一年中使用できるレジャーとして 出きればちょっとした人を集める事もでき仕事を作る事もできて とても良い事だと考えたのですがどうでしょうか

お年寄りから若者まで安心してすごせる場所ができてよりよい伊勢市の事業になるかと思いましたので一度お考えになって頂けたらと思います。

回答

平素は、市のスポーツ行政に関し、ご理解を賜りありがとうございます。

現在、伊勢市には市営プールとして「やすらぎ公園プール」と「御薗B&G海洋センタープール」があり、両施設とも開設期間が限られていますが、多くの方にご利用いただいています。

今回ご提案いただきました、ゴミ焼却場の余熱を利用した年間通して利用できる温水プールにつきましては、関係課とも情報共有させていただきたいと存じます。貴重なご意見をいただきありがとうございました。

担当課

スポーツ課(2017年10月回答) [10/14~20]